

## 道府県民税及び市町村民税（専従者）

### 1. 青色事業専従者給与額の必要経費算入

所得税において青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢 15 歳未満である者を除く。）で専らその者の営む事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が、その事業から青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、所得税における青色事業専従者給与に関する計算の例によって、その事業を営む者の不動産所得の金額等を算定し、また、その青色事業専従者に係る給与所得の金額を算定する。

また、前年分の所得税につき、納税義務を負わないと認められたことその他前年分の所得税において青色事業専従者を控除対象配偶者又は扶養親族としたことにより、青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった事業を営む者に係る青色事業専従者がその事業から給与の支払を受けた場合において、その事業を営む者が青色事業専従者給与額に関する事項を記載した道府県民税及び市町村民税の申告書を提出しているとき（納税義務を負わないと認められる者であるため、その市町村の条例で申告を要しないこととされたことにより申告書を提出する義務がないときも含む。）も同様である。

### 2. 事業専従者控除額の必要経費算入

所得税において、青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けていない者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢 15 歳未満である者を除く。）で専らその者の営む事業に従事するもの（以下「事業専従者」という。）があるときは、個人の道府県民税及び市町村民税の申告書に事業専従者控除に関する事項が記載されている場合に限り、次のいずれか低い金額を必要経費とみなして必要経費に算入し、また、その必要経費とみなされた金額（以下「事業専従者控除額」という。）は、その事業専従者に係る給与所得の収入金額とみなす。

(1)配偶者である事業専従者	860,000 円
(2)その他の親族である事業専従者	500,000 円

なお、納税義務を負わないと認められる者であるため、その市町村の条例で申告を要しないことにより申告書を提出する義務がない場合又は個人の道府県民税及び市町村民税の申告書に事業専従者控除に関する事項が記載がないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においても同様である。